

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 奈良苑（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。但し、役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席した場合、その他、法人及び施設の運営の業務に当たった場合、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たる場合に要する交通費、旅費及び手数料等の経費は、費用に含まないものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人奈良苑定款第八条及び第二一条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅延なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成29年6月24日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。